

中華人民共和国産二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品
に対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和8年10月19日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省関税局

中華人民共和国産二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品の概要

貨物の概要

- 名称：二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品（一般に「酸化チタン」の名称で流通）
- 輸入統計品目番号：3206.11号に含まれるもののうち、二酸化チタンの結晶構造がルチル型であって粒子径が100ナノメートル超のもの（WTO税率：3.2%、RCEP税率：1.5%）
- 特徴：一般に白色の微細粉末であり、高い隠蔽力及び優れた耐候性を有する
- 主な用途：自動車用塗料、高級建築用塗料、グラビアインキ、フレキソインキ、マスターバッチ、樹脂への着色等

(外観)



白色の微細粉末

(用途例)



自動車用塗料

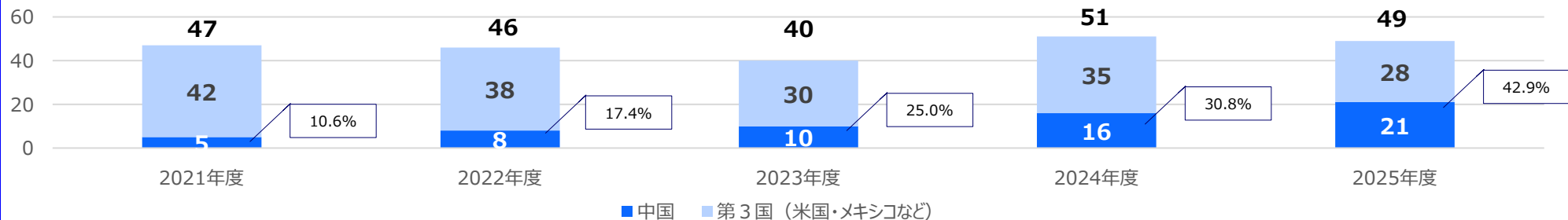


インキ、樹脂着色（出典：申請者提供資料）

輸入状況

(単位：千トン)

過去5年度の輸入量の推移



出典：財務省貿易統計

※ 香港地域及びマカオ地域を除く。

※ (参考) 過去5年間の国内生産量 2021年156千トン、2022年147千トン、2023年141千トン、2024年142千トン、2025年132千トン（出典：経済産業省生産動態統計）

調査開始の概要

- 本年8月7日、日本酸化チタン工業会が、中国産の「二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品」に対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

申請書の概要

不当廉売がされた貨物の輸入の事実

- 中国産品の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、その不当廉売差額率は、50%～60%の間となる。
(参考) 不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- 不当廉売がされた中国産の二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品の輸入量が増加する一方で、本邦産品の国内販売量及び市場占拠率は減少している。
- 中国産の二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品の国内販売価格は、本邦産品の価格を大幅に下回っているため、本邦産品の販売量が減少し、また、輸入品を引合いに値下げを要求され、本邦の産業は製造コストの上昇に応じた値上げを断念せざるを得なかった。
- 結果として、本邦の産業は売上高営業利益率が低い水準にとどまるなど、実質的な損害が生じている。

	2023年度	2025年度
中国産品の輸入量(MT)	9,693	20,941
本邦産品の販売量 ※1	100	90
本邦産品の市場占拠率(%) ※2	【70～80】	【60～70】
中国産品の市場占拠率(%) ※2	【5～10】	【15～20】
本邦産業の 売上高営業利益率(%) ※2	【0～5】	【0～5】

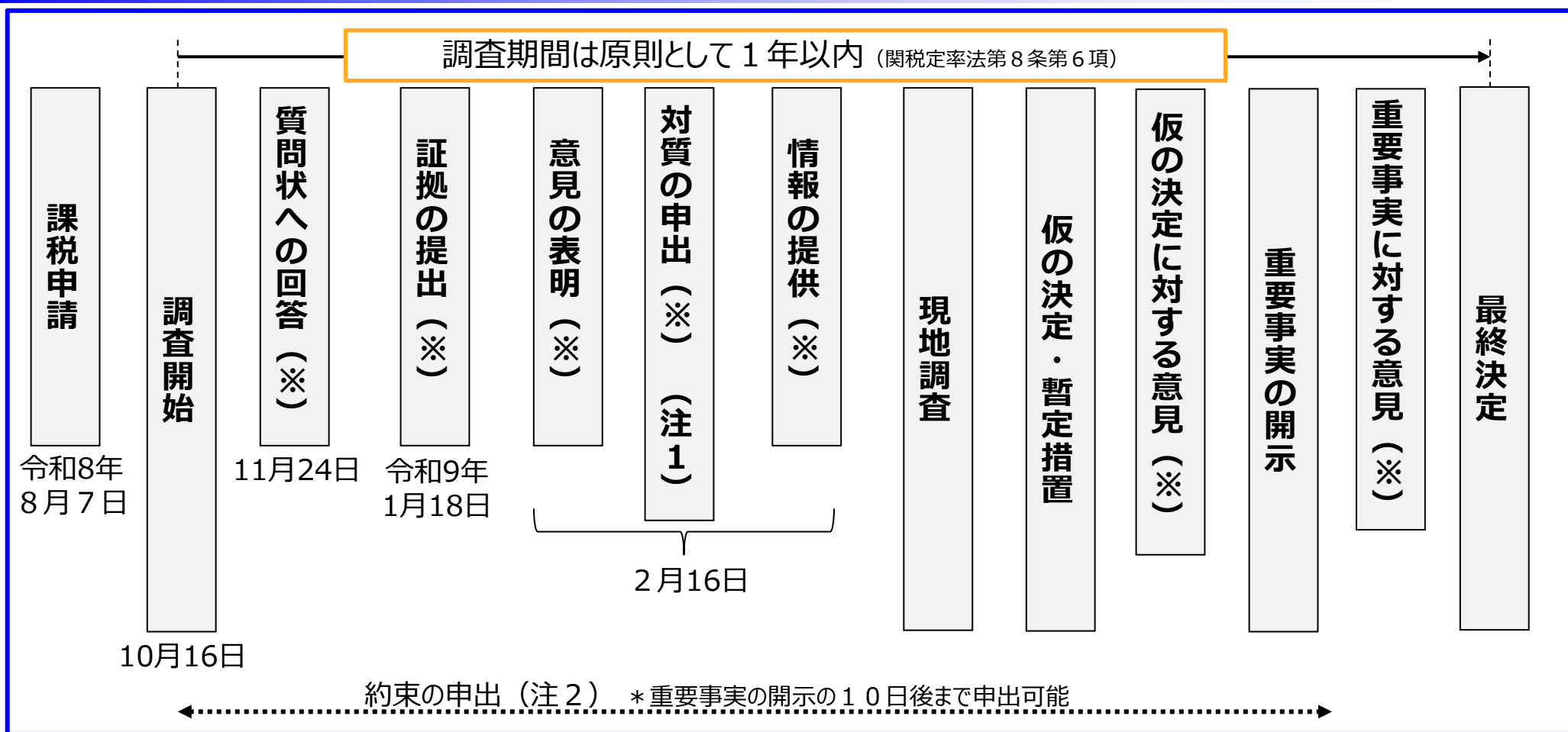
※1 2023年度の数値を100とする指数

※2 当該計数は不開示であることから幅をもって記載

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年10月16日に調査を開始

調査手続の流れ

(※) 利害関係者等による回答・証拠の提出や意見表明等の手続



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。